

民生委員制度創設90周年活動強化方策

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

—100周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言—

平成19年7月

全国民生委員児童委員連合会

はじめに

民生委員制度創設 80 周年であった平成 9 年から現在までの 10 年間は、社会福祉法の改称改正や介護保険法の施行・一部改正、障害者自立支援法の制定など、わが国の社会福祉制度が大きく様変わった 10 年でした。

平成 12 年の民生委員法の改正は、私たち民生委員・児童委員にとって大きな転換となるものでした。それまで民生委員は「保護指導のことに当たり、社会福祉の増進に努めるものとする。」とされていた表現が、「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行ない、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされ、地域住民を保護指導するという考え方から、援助を必要とする者が自立した生活を営むことができるよう支援するという姿勢へと変化しました。それまでも、民生委員・児童委員は、地域の一員として、課題を抱える住民に添いながら支援活動を展開して参りましたが、法改正により、その姿勢が明確にされることになりました。

一方これまでの民生委員に対するイメージは、ともすると高齢者や生活保護世帯の支援をする人というものでしたが、この法改正の趣旨を踏まえながら、また人々の生活観やライフスタイルの変化に対応しながら、地域福祉の推進役として、住民と共に活動を展開してきた結果、実に多様な場面で人々の暮らしを支援する存在となりました。

現在多くの地域で民生委員・児童委員によって取り組まれている「ふれあいいきいきサロン」では高齢者の健康で明るい生活を支え、「子育てサロン」では核家族化が進んだ現代の子育て家庭の育児支援を行ない、日本の少子高齢社会において一定の役割を果たしていると自負するものです。

本会では、民生委員制度創設 90 周年という節目にあたり、こうしたこれまでの取り組みを踏まえつつ、90 周年活動強化方策を策定しました。最近では児童虐待事件や悪質商法被害、自然災害被害、孤独死、児童の犯罪被害など、緊急に対応しなければならない課題が多数あることから、90 周年活動強化方策として、民生委員・児童委員が取り組む必要があると考えられる喫緊の課題を行動宣言として提起し、今後 10 年の活動の方向性と取り組むべき内容を明らかにしました。

この 90 周年活動強化方策は、それぞれの地域の実状に応じて、内容や方法を工夫して、取り組んでいただくことを期待するものです。

これからの 10 年をより良いものとするを願い、地域の安全で安心なまちづくりのために、全国の民生委員・児童委員で取り組んで参りましょう。

平成 19 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会
会長 大澤 義行

目次

民生委員・児童委員「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言	1
90周年活動強化方策	2
I これまでの10年とこれからの展望	
1. 個人を尊重する社会福祉への取り組み	3
2. 地域社会の変化	6
3. 地域社会に起きている福祉課題 ～つながりが切れゆく社会～	7
4. 民生委員・児童委員の課題	9
II 活動強化方策取り組みマニュアル	
1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します	
(1) 発見・声かけ・家庭訪問	12
(2) 住民同士をつなぐ	13
(3) 子育て家庭を支える	14
2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します	
(1) 住民の立場に立つ活動	15
(2) 生活状況把握と守秘義務	16
3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します	
(1) 専門職・実践者をつながる	17
(2) 地域を耕す	18
(3) 仲間で活動する	19
III 資料編	
(1) 活動記録統計データ	21
(2) 過去の周年活動強化方策	25
(3) 民生委員法	27
(4) 児童福祉法	33

民生委員・児童委員「広げよう地域に根ざした思いやり」

行動宣言

- 1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します**
地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、福祉サービス事業者などと協力して取り組みます。
- 2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します**
一人暮らし高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックが走ります。孤立・孤独を無くすために、地域住民と手をつなぐ取り組みを進めます。
- 3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます**
児童への虐待や犯罪による被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取り組みを進めます。
- 4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます**
複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状態を抱える人を発見し、支援につなげます。
- 5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます**
日頃の見守り活動を通じて把握している要援護者の情報を、自然災害発生時の安否確認に役立てる活動の強化を図ります。

平成 19 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会

90周年活動強化方策

1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します。
 - (1) 何らかの支援が必要な人を見出し、進んで声をかけ、家庭を訪問するなどして、本人や家族の相談にのり、必要に応じて福祉サービスにつなぎ、継続して支援します。
 - (2) 地域社会とのつながりが切れている人や、福祉サービス利用者が、平常時はもとより災害発生時でも安全で安心して住み続けられるよう、住民同士がつながり、協力し合えるように見守り励まして支えます。
 - (3) 児童委員と主任児童委員の連携により、子育てや家族関係を支えるとともに、児童虐待や家庭内暴力の発生予防と早期発見に取り組みます。また、安全見守りパトロールなどを通じて、児童を犯罪の被害から守ります。

2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。
 - (1) 同じ地域住民の立場に立って、支援を必要とする人々を理解し人権を尊重して、誠意をもって支援します。
 - (2) 日常的な活動で把握した地域住民の個人の秘密やプライバシーを守るとともに、地域住民の利益を守るため、個人情報を適切に取り扱います。

3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。
 - (1) 行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関・団体と密接につながり、専門職や福祉の実践者などと連携・協働し、地域住民を支えます。
 - (2) 地域福祉の担い手として、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進に努めます。
 - (3) 民生委員児童委員協議会に集い、委員同士が協力しながら活動を進めます。

平成19年7月

全国民生委員児童委員連合会

I これまでの10年とこれからの展望

民生委員制度創設90周年を記念して、新しい活動強化方策を策定するにあたり、今までの社会福祉制度改革・整備を踏まえ、これからの地域社会の変化を想定して、これからの展望を描きました。

1. 個人を尊重する社会福祉への取り組み

(1) 個人の尊厳の重視

社会福祉基礎構造改革を受けて改称改正された社会福祉法では、福祉サービスは個人の尊厳の保持を大切にすることが規定されました。それは措置制度から個人が契約する制度への変更や、サービスを必要とする人々も地域住民であることを明示した地域福祉の推進などに表れています。

個人の生活観やライフスタイルを尊重するとともに、住み慣れた住宅・地域で可能な限り長く暮らしていけるよう支援することが、現在の福祉サービスの目標です。今後は介護や療養を必要としながらも自ら在宅生活の継続を選ぶ人々、あるいは施設や病院からの勧めで在宅での介護や療養に切り替える人々が増えるでしょう。また、社会福祉施設で生活していた障害者が近隣住民として地域で自立生活を始める状況も一層進んでくるでしょう。

さらに、社会福祉施設のあり方も従来の大規模施設から小規模多機能ケアサービスへと個人の尊厳や日常生活の変化に即応した取り組みが増えることが期待されています。サービスを必要とする人々の権利擁護として成年後見制度や苦情解決、サービスの第三者評価などの取り組みも個人の尊厳という視点からとても大切な仕組みです。

(2) 社会福祉に関係する法律や制度の改革・整備

地域社会の変化への対応として、この10年間で社会福祉に関係する法律や制度の改革や整備が進められてきました。特に、平成12(2000)年にはこれまでの社会福祉のあり方を大きく変える法律の改正が数多く行われました。社会福祉法改称改正や民生委員法改正、介護保険法、児童虐待の防止に関する法律(以下、「児童虐待防止法」)、障害者自立支援法、成年後見制度施行など、これまでの福祉六法中心の社会福祉からいわば社会福祉法を軸とした制度の横断的な連携や窓口を一本化するなど協働型の福祉へと再編が進められてきています。また、介護保険制度などは市町村が保険者になるなど地方分権の考え方も導入されました。地域における社会福祉は地域福祉と位置づけられ、ともすると縦割りに取り組まれていた専門分野の福祉を総合化する改革が進められています。

民生委員制度創設 80 周年以降の主な法制度の変遷	
平成 9 (1997) 年	児童福祉法一部改正 (主任児童委員法定化)
児童福祉法改正	
介護保険法	平成 14 (2002) 年
精神保健福祉士法	ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法
言語聴覚士法	改正ハートビル法 新障害者プラン策定
平成 10 (1998) 年	平成 15 (2003) 年
社会福祉基礎構造改革 (中間まとめ)	支援費支給制度実施
特定非営利活動促進法 (NPO 法)	個人情報保護法関連 5 法
平成 11 (1999) 年	平成 16 (2004) 年
新エンゼルプラン策定	障害者基本法改正
ゴールドプラン 21 策定	児童虐待防止法改正・施行
地域福祉権利擁護事業スタート	平成 17 (2005) 年
男女共同参画社会基本法施行	発達障害者支援法施行
平成 12 (2000) 年	高齢者虐待防止・養護者支援法施行
社会福祉法改称改正	介護保険法改正
民生委員法改正	次世代育成支援対策推進法施行
介護保険法施行	合併特例法終了
交通バリアフリー法	平成 18 (2006) 年
成年後見制度施行 (民法)	障害者自立支援法施行
消費者契約法	災害時要援護者の避難支援ガイドライン
児童虐待防止法	自殺対策基本法
地方分権一括法施行	高齢者障害者移動円滑化促進法 (新バリアフリー法)
社会的援護を要する人々に対する 社会福祉のあり方に関する検討会報告	学校教育法改正
平成 13 (2001) 年	
ICF 国際生活機能分類 (WHO 採択)	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律 (DV 法)	

(3) 民生委員法の改正

社会福祉法の改称改正や介護保険法の施行と同じ平成 12 (2000) 年に民生委員法も改正されました。「保護指導から住民の立場で相談・援助」「生活状況を審らかにから必要に応じて把握」「経営者・ボランティアと連携・支援」などが改正の柱でした。措置から契約の福祉へ移行するためには自立した個

人を支える必要があり、隣人愛を信条とする民生委員・児童委員にその任をあらためて託したともいえます。具体的には改正前の民生委員法における民生委員・児童委員の立場は、支援を必要とする人々に対して「保護指導する」役割でしたが、改正後は「常に住民の立場に立って」活動する役割が明記されました。

また、社会福祉法では「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員」であるという要支援者を社会的に包み込み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）という考えが示されています。つまり、民生委員・児童委員は要支援者を支援する立場にありますが、上や下という関係ではなく同じ地域住民として生活し、対等平等な存在としてお互い助け合いながら共生しているという意識をもつことが大切であるということが示されています。

なお、平成6年に設置された主任児童委員については、平成13（2001）年11月に「児童福祉法の一部改正」で法定化され、子育て支援活動や児童虐待防止活動強化の契機となっています。

（4）福祉の専門職の増加と専門職間の連携の広がり

介護保険制度の導入により福祉の市場化が加速し、福祉従事者も増大しました。かつての福祉サービスは特定の生活課題をもった一部の人々に提供されるサービスでしたが、高齢化が急速に進み、介護が国民全体に必要なものとなったため、誰もが利用する可能性のある一般的なサービスへと変わってきました。従事者としての介護福祉士や訪問介護員資格の養成も拡大され、介護保険におけるケアマネジメント専門職として介護支援専門員も創設されました。

また、介護など福祉サービスの拠点となる地域における基盤整備もすすみ、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、あるいは児童家庭支援センターなど専門分野ごとに拠点が整備され、全国一律の制度から、地域の実状に合わせた福祉へと実践の取り組み方も変化してきています。社会福祉援助（ソーシャルワーク）の場面では、専門職がチームを組んで取り組む方法が模索され、ボランティアなど制度化されていない民間の取り組みとしてのインフォーマルな社会資源も、チームの一員として参加する取り組みが広がってきています。民生委員・児童委員はチームの一員として、社会福祉制度の狭間や支援の手が差し伸べられない、何らかの支援が必要な人々を発見し、見守り・支援を行なっていく存在として、注目され、期待されています。

（5）地域福祉を担う住民参加の促進

既成のボランティア概念にとらわれることなく、自由な発想で行われる住民参加による活動も活発化してきました。住民会員制による住民参加型在宅福祉サービスやいつでもどこでも気軽に参加できる「ふれあい・いきいきサロン」など地域課題に対応した市民活動も拡大してきました。

平成 7 (1995) 年に阪神・淡路大震災が起こり、全国から多数のボランティアが被災地に駆けつけ、ボランティア元年と呼ばれるほどボランティア・市民活動が大きく取りあげられました。平成 10 (1998) 年にはこのようなボランティア・市民活動を法定組織として認証する仕組みである特定非営利活動促進法が制定され、特定非営利活動法人 (NPO 法人) が誕生しました。NPO 法人は公認されたボランティア・市民活動として福祉に限らず、教育や文化など様々な分野で活動に取り組んでいます。

2. 地域社会の変化

(1) 地域住民の生活環境や生活スタイルの変化

わが国の総人口は、平成 16 (2004) 年をピークに減少に転じています。世帯数も単身世帯が増加するなど孤立しやすい状況が生まれてきています。近年では団塊世代のリタイアにより新規高齢者が増大し、今後 10 年の高齢社会に大きな影響を与えることとなります。高齢化率は平成 17 (2005) 年に 20.0% にのぼり、平成 37 (2025) 年には 30.0% と予想されています。10 年前の予想では、平成 47 (2035) 年の高齢化率は 27.4% とされていましたが、これをはるかに超えて高齢社会の到来は早まっています。

また、少子化では合計特殊出生率が年々減少の一途をたどっており、平成 17 (2005) 年には 1.26 と過去最低となっています。離婚数も年々増加し、平成 8 (1996) 年には 1 年間の婚姻数の 4 分の 1 だった離婚数が、平成 18 (2006) 年には 3 分の 1 強となっています。子育て家庭をみると、孤立している家庭は 20 年前の倍に、親の育児不安は 3 倍に増加しています。また、半数近くの親が周囲からの声を気にしているなど子育てしにくい状況があります。母子世帯数は、平成 15 (2003) 年の調査では平成 10 (1998) 年に比べ 28.3 % の増加となっており、平均年間収入は 212 万円と低賃金である実態があります。

(2) 市町村合併による地域社会の変化

90 年代、平成のバブルがはじけてからは低経済成長のもとで市町村財政が逼迫し、合併による財政効率が求められてきました。そして、平成の大合併により市町村合併が各地で急速に進められました。町村数は減少する一方、きわめて大きな市が誕生しました。また、行政合併に呼応して民間団体も合

併や再編がすすみました。

この合併により、市町村の面積が増大し、人々の日常の生活圏の距離感が広がってしまいました。きめ細かな行政サービスが行き届く様にすることが難しくなった地域も出てきました。特に編入合併した旧町村部においては、新市にサービスの基準を合わせることにより、それまで旧町村部において実施してきた支援を必要としている人々や世帯に対するきめ細かな支援が困難になる状況が生まれてきています。

大きな市のスケールメリットを活かしながら、小さな地域における福祉活動を再構築する必要があります。また、合併のない小規模の町村においても超高齢化や人口の減少、流出により地域社会の維持が困難な事態に陥りかねません。こうした状況でも地域社会で支えあう仕組みの整備が喫緊の課題です。

3. 地域社会に起きている福祉課題 ～つながりが切れゆく社会～

(1) 孤立し、疎外された地域住民

現代は複雑で重度化した課題を抱えた人々が多くなってきています。これらの問題は、決して特別な家庭に起きるものではなく、サポートが気軽に得られない、求められないなど小さなきっかけから、誰でも陥ってしまう可能性がある問題です。些細な家庭内のトラブルが大きなストレスとなって、高齢者虐待や児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力や、うつ状態など精神面の不安定さを引き起こすなど様々な問題へと発展することもあります。結果として、生活問題が顕在化しないまま、事件や事故が人知れず密室の中で起きてしまう事態が生まれてきています。児童虐待や高齢者虐待、介護心中、孤独死や自殺など地域社会が手をさしのべれば命を落とさなくてもすんだかもしれない事案が後を絶ちません。

また、不登校や引きこもり、その他様々な課題を抱える人々は、周囲の支援を拒否することもしばしばあります。支援を受けること自体が簡単にできることではなくなっているのです。地域住民や専門職の関わりそのものを拒否する人々が存在することは、地域の課題でもあります。日頃から地域住民同士が交流を深め、信頼関係を積み重ねていくことが不可欠です。

さらに、社会福祉制度の狭間にあって、かつ専門職でも発見できない故にサービスを受けることが困難な人々がいます。このような人々を地域のなかでどのように発見し、サポートしていくのか、制度を拡充したり、現状に制度がないのであれば新たに地域で支援の仕組みを創り出すことも含めて、地域でしかできない支援を考える必要があります。

(2) 日本人の意識が変りつつある社会

経済状態が好転したと言われてはいますが、失業率は平成 14 (2002) 年に 5.4% のピークに達しています。特に若者の転職や非正規就業が増え、フリーター (パートやアルバイトなど正規雇用以外の就労形態で生計を立てている人) が社会問題になっています。フリーターは平成 17 (2005) 年には前年度より減少したものの、10 年前より倍増し、未婚者も多い傾向にあります。パートやアルバイトなど非正規雇用者の年間収入は 50~99 万円が最も多くなっています。また、近年ではワーキングプア (働く貧困層) といわれる低所得の問題、つまり貧困問題もあらためて注目されてきています。また、路上生活を余儀なくされるホームレスの問題も見過ごすことはできません。

さらに、一人暮らし高齢者や児童など社会的に弱い立場の人々をねらって金品や命を脅かす事件が多発しています。面白半分に児童に危害を加える事件や一人暮らしで判断能力が不十分な高齢者や障害者をねらって高額商品を売りつける悪質商法などの被害が拡大しています。本来、社会がその人権を尊重して支援や見守りをしなければならない人たちが、心ない人たちの犠牲となっています。

(3) 匿名化する地域社会

家族形態が縮小して単身世帯が増加している一方で、都市部においては高層の大型集合住宅が増加してきています。人間関係が希薄化してきており、自分のおかれている状況がどうなのか、他者はどうなのか、日常生活レベルで起きる問題にどのように対応しているのかなどを知りあったり、確認しあったりするような交流や機会が少なくなっています。自身の問題性に気づかないことも往々にしてあります。

また、民生委員・児童委員が家庭を訪問しても受け入れられないケースも少なくありません。自治会・町内会に加入しない人も増えてきているなど、地域住民がお互いに無関心で日常的なつながりも薄くなってきている現状もあります。

一方、インターネットによる電子商取引の急増などにより、個人情報悪用する事件が発生しています。平成 15 (2003) 年の個人情報保護法は、大量の個人情報を扱う業者の適切な情報管理を規制したものです。そのため、介護保険など顧客データを大量に保有する行政や事業者は、個人情報を保護するため外部へのデータ提供を行わない状況になっています。一方、社会福祉の相談や支援は本人や家族の困っている状態を情報として知るところから始まります。支援を必要とする人々の情報は具体的な関わりをもつときには必要であり、情報を得られないことにより支援ができない事態も生じてきてい

ます。

また、現代社会は個人のプライバシーを尊重するあまり、他者からの干渉に極端に神経質になり他者との関わりを拒む人々も少なくありません。価値観の多様化により、地域として問題を共有することが難しくなり、周りから問題が見えにくく孤立した状態になりがちです。このような問題に対応するとき、行き過ぎた個人情報保護やプライバシー保護が壁となり周囲の人々が関わることも困難になっています。地域住民として支援することができずに、苦悩する状態に陥ることも少なくなく、問題はますます深刻化しています。

4. 民生委員・児童委員の課題

(1) 民生委員の法的位置づけと諸制度との関係

民生委員は民生委員法で、児童委員は児童福祉法でそれぞれ規定されています。また、地方自治法の委員として特別職の地方公務員とも見なされています。したがって、性格としては福祉に協力する公的責務を帯びた委嘱ボランティアとすることができます。そのため、民生委員・児童委員の協力を規定している法律や制度は多岐にわたります。生活保護法や老人福祉法など福祉に関する法律をはじめ、学校保健法施行令など教育分野においても民生委員・児童委員の協力が要請されています。また、最近では児童虐待防止法やホームレス自立支援、災害時要援護者避難支援ガイドライン、多重債務問題解決プログラムなど具体的な支援に期待が高まってきています。

民生委員・児童委員には、このような社会的な要請がありますが、一方で、介護保険制度など福祉改革により行政自体の事務が大きく変わってきています。例えば、老人福祉法は介護保険制度ができるまでは市町村が特別養護老人ホームへの入所措置やホームヘルパーの派遣決定などを行っていたので、地域の実情に詳しい民生委員・児童委員に要援護者の支援協力を求める必要がありました。しかし、介護保険制度ではサービスの決定は本人と事業者との間で結ばれ、行政の関与はほとんどなくなりました。したがって、老人福祉法に規定されている民生委員・児童委員の協力についても、各地で行われる一人暮らし高齢者実態調査などになってきています。

民生委員・児童委員の職務として、旧来の法律で規定していた措置に伴う協力事務は減少し、児童虐待や災害時支援など緊急な対応を必要とする社会的な課題への具体的な行動として期待されてきています。この90周年を機に、行政との関係において、行政・民児協双方の意思伝達の窓口（担当者）を一本化し、確実に連携・協働できる体制を整理するなど具体的な方法について、検討することも必要です。

(2) 適任者を得る推薦体制の整備

民生委員・児童委員が適切な相談支援活動を進めるためには、ある程度の経験が求められ、まず現任の委員が継続することが大切です。しかし、退任しなければならない場合もあり、この場合に誰に引き継いでもらうかが問題になります。

平成17(2005)年に全国民生委員児童委員連合会が実施した「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」では、新任委員の多くがその役割や活動内容を説明されていないという事実が明らかになりました。

「月に1回定例会に出席すればいい」という程度の説明しか受けていない委員が、家庭訪問などに積極的に出かけることは難しいでしょう。

このような状況を改善するには、推薦時の方法を検討する必要があります。推薦に携わる人は、民生委員・児童委員の役割とその活動を正確に理解し「適任者」を見つけることが求められます。

このことについて市町村は、地域の取りまとめ役の人に推薦手続きの説明をするだけでなく、地域住民に対し、民生委員・児童委員の役割と活動内容を正確に伝え、取りまとめ役が「適任者」を推薦しやすい環境を整えることも必要です。また、民生委員・児童委員候補者に対しても、民生委員・児童委員の役割と活動内容を十分に伝えることが必要です。

さらに、市町村は当該地域で民生委員・児童委員が取り組まなければならない課題や民生委員・児童委員の役割などを文書やチラシで地域に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を作ることに取り組まなければなりません。

(3) 民生委員・児童委員活動のやりがいを高める

民生委員・児童委員活動をシンプルに言い表せば「隣人として気がかりな人に声をかけ、家庭を訪問しドアをノックして、話を聴く」ということができます。しかし、先の意識調査ではこうした活動に負担や戸惑いを感じる民生委員・児童委員もいることが分かりました。その要因として、①地域住民が民生委員・児童委員の活動を知らないこと、②個人情報保護の壁に阻まれ、気がかり世帯の情報が不足していること、③関わりを拒む人、コミュニケーションが取り難い人への対応、④女性委員の男性宅への訪問、またはその逆のケースでの訪問のしづらさ、⑤困難ケースにおいて、専門職との連携がないままで活動することの不安、などがありました。

これらへの対策を一つひとつ考え解決していくとともに、民生委員・児童委員活動での成果や活動の充実感、地域での高い評価などのやりがいをPRし、民生委員・児童委員個人を積極的に励ますことも大切です。

なお、民生委員・児童委員あるいは民児協が取り組むべき役割について、基本的には全国で共通な役割がありますが、高齢化や都市問題、歴史的な背景、自然や地理的条件などにより地域特有の問題が生じる場合もあります。共通する役割や地域特性による活動を総合的に検討して優先順位をつけて取り組むなどの工夫も必要でしょう。